

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号

トランス・コスモス株式会社

代表取締役社長兼COO 奥 田 昌 孝

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙記載の当社議決権行使サイトにアクセスしインターネットにより行使いただくか（2頁ご参照）、いずれかの方法により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成24年6月26日（火曜日）午後5時50分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成24年6月27日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール1階 <u>ダイヤモンドルーム</u>
<u>（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）</u> |
| 3. 目的事項
報告事項 | (1) 第27期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第27期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 第27期剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件 |
| 第3号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 修正事項のご通知方法
株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までには修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ(<http://www.trans-cosmos.co.jp/ir/>)において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】

<http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成24年6月26日（火曜日）午後5時50分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft®Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoft®は、米国 Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会> ☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその結果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災に伴うサプライチェーンの途絶、タイの洪水、歴史的な円高進行、世界経済減速などの影響で足踏み状態が続いたものの、震災からの復旧・復興、海外経済の回復、円高の一股など徐々に回復の兆しが見えはじめました。しかしながら欧州債務危機の再燃、原油をはじめとする資源価格の高騰といった懸念は払拭されず、予断を許さない状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループが展開する情報サービス業界では、企業のIT投資は全体としては慎重姿勢が続いていたものの、クラウドコンピューティング、ビッグデータの活用といった新たな需要もあって一部では投資再開の動きが見られました。また、日本企業の海外進出が加速する中、国際競争力の強化を目的とした経営・業務改革への関心が一層高まり、その施策のひとつとしてBPO（業務プロセスアウトソーシング）の需要が高まっております。また海外市場では、引き続き経済成長の高いアジア地域を中心にアウトソーシング需要が拡大しております。

当社グループでは、このような環境をビジネス拡大の好機と捉え、企業の売上拡大とコスト削減を国内とグローバルの両面でサポートできる体制強化に取り組みました。

具体的には、企業の売上拡大を支援する主要サービスのひとつデジタルマーケティングサービスでは、底堅いネットビジネス需要を下支えにネット広告、Web開発といった既存サービスの営業を強化しました。また、市場規模が拡大傾向にあるEC（eコマース）市場への取り組みとして、EC運用業務の現場の声を基に開発したECサイト構築エンジン「MCM EC Builder」（エムシーエム イーシー ビルダー）の提供を開始しました。さらに、企業の関心の高いSNS（ソーシャルネットワーキング・サービス）関連において、平成23年5月のソーシャルメディア運用サポートサービスの提供開始を皮切りに、米国Wildfire Interactive Inc.との提携によるソーシャルメディアマーケティングプラットフォーム「ソーシャルマーケティングスイート」の日本国内でのサービス提供開始、さらにソーシャルメディアの運用を専門に行う「渋谷ソーシャルメディアセンター」を本社ビル内に開設するなど、将来を見据えたサービス体制の拡充に取り組みました。

コスト削減を支援するBPOサービスでは、企業のコスト意識への高まりやIT投資の一部再開の動きに合わせて、システム運用業務や、受発注、経理・人事業務といったバックオフィス業務のアウトソーシングサービスの販売を積極的に推進しました。さらに、国内拠点と海外のオフショア拠点との連携を深め、オンサイト・

ニアショア・オフショア型でサービス提供が可能なグローバルデリバリー体制を整備し、あらゆる企業ニーズに柔軟に対応できる体制強化に取り組みました。

海外事業では、アジア市場での需要拡大と、増加する日本企業の海外進出を幅広くサポートできる体制を強化しました。具体的には、韓国に7拠点目となる新コールセンターを開設、また多言語でのサポート対応を充実させるため、イギリスのBPO企業であるMerlin Information Systems Group Limited（本社：イギリス バッキンガム）と業務・資本提携を行いました。この業務・資本提携により、これまでの中国・韓国・タイなどのアジア言語圏に加え、英語圏・ヨーロッパ言語圏など18言語に対応したコールセンターサービスの提供が可能となりました。

その他、収益構造改善への取り組みとして、引き続き、低収益・不採算案件の見直し、業務のムダの徹底排除、固定資産の圧縮といった施策を推進しました。

この結果、当期の連結業績は、売上高161,208百万円となり前期比6.3%の増収となりました。利益につきましては、売上高の増加や販売費及び一般管理費の削減などにより、営業利益8,719百万円となり前期比38.4%の増益、経常利益は8,970百万円となり前期比37.7%の増益、当期純利益は4,969百万円となり前期比11.2%の増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（単体サービス）

当社におけるアウトソーシングサービス事業等につきましては、ITサービスの需要拡大やコスト適正化による収益性の改善の影響もあり、売上高は129,394百万円と前期比4.6%の増収となり、セグメント利益は6,497百万円と前期比29.5%の増益となりました。

（B t o B国内子会社）

B t o B国内子会社につきましては、前期実施したグループ再編の影響などにより、売上高は20,732百万円と前期比4.5%の減収となりました。セグメント利益につきましては、コスト削減効果等により746百万円となり前期比44.4%の増益となりました。

（B t o B海外子会社）

B t o B海外子会社につきましては、韓国や中国におけるコールセンターサービスの受注が比較的好調に推移し、売上高は15,627百万円と前期比13.7%の増収となりました。また、韓国におけるコールセンターサービス子会社の利益改善などにより、セグメント利益については453百万円と前期比225.9%の増益となりました。

（B t o C子会社）

B t o C子会社につきましては、国内のコンシューマ向けソフトウェア販売が好調に推移し、売上高は5,378百万円と前期比82.6%の増収となり、セグメント利益は908百万円と前期比130.7%の増益となりました。

(2) 対処すべき課題

アウトソーシングビジネスを取り巻く環境は、企業ニーズとともに大きく変化しております。市場の成熟化、競争激化、グローバル化、技術革新といった日々変化する経営環境下において、企業のアウトソーシングニーズが従来のコスト削減を主としたものから、変化の激しい経営環境に迅速かつ適切に対応していくための経営戦略としてのニーズへと変化してきております。そのためアウトソーシングのサービスプロバイダーである当社グループでは、変化する企業ニーズを的確に捉えながら企業戦略を具現化するための柔軟かつ付加価値の高いサービスを創造、維持、提供していくことが重要な経営課題であると認識しております。また当社グループの企業競争力を高めていくため、引き続き顧客満足度・サービス品質の向上への取り組みを強化していくとともに、成長領域であるグローバル事業の更なる推進、安定成長を維持するためのより強固な経営基盤作りなどを重点的に取り組んでいきます。

①サービスの高付加価値化

当社グループでは、デジタルマーケティングサービス、コールセンターサービス、ビジネスプロセスアウトソーシングサービスなどそれぞれのサービスを単独、または融合させることで、お客様企業の売上高拡大とコスト削減を支援する総合的なアウトソーシングサービスを提供しております。これらサービス群をさらに進化させるため、クラウドコンピューティング、ソーシャルメディア、スマートフォン、タブレット端末といった最新技術・トレンドをいち早く取り入れ、変化する企業ニーズに適合した独自のサービスを創造、提供していきます。

②グローバル事業の推進

当社グループでは、グローバル市場を成長領域と位置づけ海外での事業展開を強化していきます。北米への進出を皮切りに、現在では経済成長の著しい中国、韓国を中心としたアジア市場での事業展開に注力しております。企業のコスト競争力につながるオフショアサービスに加え、海外市場向けのコールセンターサービス、デジタルマーケティングサービス、ECサポートサービスなどを展開し、アジア市場を熟知した人材と日本市場での豊富な実績から培った業務知見・ノウハウをもってグローバル市場での独自性と優位性を確立していきます。

③危機管理体制の整備・強化

お客様企業の業務を請け負う当社グループとしましては、災害発生によって事業継続困難な状況においても業務継続、早期復旧できる体制を引き続き整備・強化していくことが重要であります。そのため当社グループでは、震災やテロ、事故など多様化するリスクに備えたBCPの精度をより高め、また電力不足に対しては蓄電池の活用、全国の各拠点との連携などにより事業継続できるよう対策を強化していきます。

このような考えのもと、当社経営の基本理念である『お客様の満足の大きさが我々の存在価値の大きさであり、ひとりひとりの成長がその大きさと未来を創る。』を全社一丸となって実践し、当社グループの成長によって企業価値を高めるとともに、株主様、お客様企業、社員、社会に貢献する所存であります。

- (3) 資金調達の状況
当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金10,030百万円の調達を実施いたしました。
- (4) 設備投資等の状況
当連結会計年度における重要な事項はありません。
- (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
当連結会計年度における重要な事項はありません。
- (6) 他の会社の事業の譲受けの状況
当連結会計年度における重要な事項はありません。
- (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当連結会計年度における重要な事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当連結会計年度における重要な事項はありません。

(9) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 24 期 平成21年 3 月期	第 25 期 平成22年 3 月期	第 26 期 平成23年 3 月期	第 27 期 (当連結会計年度) 平成24年 3 月期
売 上 高 (百万円)	166,291	151,589	151,687	161,208
経 常 損 益 (百万円)	△1,193	4,539	6,512	8,970
当 期 純 利 益 (百万円)	2,201	2,135	4,469	4,969
1株当たり当期純利益 (円)	55.75	54.30	108.63	120.77
総 資 産 (百万円)	88,092	91,637	90,134	93,137
純 資 産 (百万円)	39,560	41,425	44,410	48,819
1株当たり純資産額 (円)	871.39	922.62	997.46	1,101.41

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社Jストリーム	2,182百万円	45.7%	インターネットを利用したデータ配信サービス事業
応用技術株式会社	600百万円	60.2%	GIS・製造業向けシステムインテグレーション事業
transcosmos Korea Inc.	5,302百万円	87.0%	韓国におけるコールセンター事業
トランスコスモス シー・アール・エム沖縄 株 式 会 社	100百万円	100.0%	国内におけるコールセンター事業

(11) 主要な事業内容 (平成24年 3 月31日現在)

コールセンターサービス事業、ビジネスプロセスアウトソーシングサービス事業、ビジネスプロセスソリューションサービス事業、デジタルマーケティングサービス事業、海外サービス事業、BtoC事業

(12) 主要な事業所等（平成24年3月31日現在）

当 社 本 社 東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号
本 部 ・ 支 社 大阪、名古屋、和歌山、福岡、シリコンバレー
国内サービス拠点 札幌、仙台、宇都宮、川口、東京、横浜、名古屋、
大阪、和歌山、福岡、熊本、宮崎、沖縄
海外サービス拠点 北米（ニューヨーク、ロサンゼルス）、韓国（ソウル、プサン）、中国（北京、上海、天津、大連、青島、広州、蘇州、瀋陽、無錫、本溪）、タイ（バンコク）

(13) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	臨時従業員数
単 体 サ ー ビ ス	8,046名	13,932名
B t o B 国 内 子 会 社	1,196名	3,282名
B t o B 海 外 子 会 社	5,837名	1,909名
B t o C 子 会 社	197名	25名
合 計	15,276名	19,148名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8,046名(13,932名)	448名減(228名増)	33歳11ヶ月	7年8ヶ月

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（平成24年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほコーポレート銀行	3,800
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,021
株式会社三井住友銀行	3,004

2. 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,794,046株（単元株式数100株）
- (3) 当事業年度末の株主数 22,885名（うち、単元株式を有する株主数 19,078名）
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
奥 田 耕 己	7,498	18.3
奥 田 昌 孝	5,910	14.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,108	5.1
公 益 財 団 法 人 奥 田 育 英 会	1,753	4.3
平 井 美 穂 子	1,463	3.6
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	801	2.0
有 限 会 社 H M 興 産	722	1.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	689	1.7
ト ラ ンス ・ コ ス モ ス 社 員 持 株 会	580	1.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	461	1.1

- (注) 1. 当社は、自己株式7,649千株保有しておりますが、上記上位10名の株主からは除外しており、持株比率は自己株式を控除して算出しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、小数第二位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況（平成24年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成24年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 グループCEO ファウンダー	奥田耕己	グループ最高経営責任者
代表取締役会長 兼 CEO	船津康次	最高経営責任者 株式会社角川グループホールディングス社外取締役
代表取締役社長 兼 CEO	奥田昌孝	最高業務執行責任者
専務取締役	石見浩一	サービス統括責任者 大宇宙當舖創情報諮詢(上海)有限公司董事長 transcosmos Korea Inc. 取締役会長
上席常務取締役	向井宏之	営業統括責任者兼営業統括エンタープライズ第三営業本部長
上席常務取締役	森山雅勝	BtoC事業戦略本部長 株式会社ココア代表取締役社長
上席常務取締役	永倉辰一	投資管理部担当兼transcosmos America, Inc. President, CEO MERLIN INFORMATION SYSTEMS GROUP LIMITED Director
社外取締役	夏野剛	慶應義塾大学政策メディア研究科特別招聘教授 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役 びあ株式会社取締役 NTTレゾナント株式会社非常勤取締役 SBIホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ドワンゴ取締役 グリー株式会社社外取締役
社外取締役	瀧浪壽太郎	応用技術株式会社非常勤取締役 株式会社トランスコスモス・テクノロジーズ社外取締役
社外取締役	吉田望	株式会社ノゾムドットネット代表取締役 株式会社コンセント取締役 株式会社takibi取締役 株式会社おだやかリビング代表取締役
常勤監査役	石岡英明	
監査役	高尾吉郎	日本電通株式会社社外監査役
社外監査役	渡邊和志	
社外監査役	中村敏明	株式会社リソー教育社外監査役

(注) 1. 取締役2名につきましては、下記の通り担当に変更がありました。

平成24年1月1日

向井宏之 上席常務取締役 営業統括責任者兼営業統括エンタープライズ第三営業本部長

平成24年4月1日

向井宏之 上席常務取締役 営業統括担当

永倉辰一 上席常務取締役 事業開発部担当兼transcosmos America, Inc. President, CEO

2. 取締役夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏および吉田望氏は、社外取締役であります。

3. 監査役渡邊和志氏、中村敏明氏は、社外監査役であります。

4. 社外監査役中村敏明氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、社外取締役夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏、吉田望氏および社外監査役渡邊和志氏、中村敏明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当該他の法人等と当社との関係について

社外取締役夏野剛氏は、ぴあ株式会社および株式会社ダウンゴの取締役を兼職しており、株式会社ダウンゴは当社との間に取引関係があります。

社外取締役吉田望氏は、株式会社ノゾムドットネットおよび株式会社おだやかりビングの代表取締役、株式会社コンセントおよび株式会社takibiの取締役を兼職しており、株式会社takibiは当社との間に取引関係があります。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係について

社外取締役夏野剛氏は、NTTレゾナント株式会社の非常勤取締役、セガサミーホールディングス株式会社、SBIホールディングス株式会社およびグリー株式会社の社外取締役を兼任しており、NTTレゾナント株式会社、SBIホールディングス株式会社およびグリー株式会社は当社との間に取引関係があります。

社外取締役瀧浪壽太郎氏は、応用技術株式会社の非常勤取締役および株式会社トランスコスモス・テクノロジーズの社外取締役を兼任しており、当該会社はいずれも当社の子会社であります。

社外監査役中村敏明氏は、株式会社リソー教育の社外監査役を兼任しており、株式会社リソー教育は当社との間に特別な関係はありません。

- ③ 社外取締役および社外監査役との責任限定契約について

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏および吉田望氏につきましては、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、社外監査役渡邊和志氏、中村敏明氏につきましては、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(3) 社外役員の主な活動状況

当事業年度における取締役会および監査役会での主な活動状況

社外役員の氏名	地 位	出席回数 取締役会 監査役会	主な発言状況
夏 野 剛	社 外 取 締 役	13回/13回 —	上場企業での取締役経験者としての見地およびインターネット業界における豊富な知識・経験に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
瀧 浪 壽太郎	社 外 取 締 役	13回/13回 —	他社において長年経営に携わった豊富な知識・経験に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
吉 田 望	社 外 取 締 役	12回/13回 —	インターネット業界における豊富な知識・経験に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
渡 邊 和 志	社 外 監 査 役	13回/13回 14回/14回	長年にわたり警察関係の仕事に携わった豊富な知識・経験に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて意見を述べております。
中 村 敏 明	社 外 監 査 役	13回/13回 14回/14回	税理士としての豊富な知識・経験に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて意見を述べております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	256百万円 (42百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	30百万円 (12百万円)
合 計	14名	286百万円

- (注) 1. 報酬等の額には、平成24年5月15日付取締役会で決議された役員賞与15百万円が含まれております。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、月額50百万円であります。
(平成9年6月27日付定時株主総会決議)
3. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、月額5百万円であります。
(昭和63年6月25日付定時株主総会決議)

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る報酬等の額（注）	110百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	175百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、これらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、transcosmos Korea Inc. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人に会社法や公認会計士法等の法令に違反もしくは抵触があった場合、またはその疑義が相当程度ある場合は、取締役会が監査役会の同意を得たうえで、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、全会一致の決議をもって、監査役会が当該会計監査人を解任いたします。なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任もしくは不再任の決定を行うことができるものとします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程に基づいて職務を執行する。コンプライアンスに関する研修等を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識をさらに高め、それに基づいて職務の執行を徹底する。

取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催する。取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、監査役も出席し取締役の職務の執行の適法性を監査する。取締役会には社外取締役も出席し、経営機能に対する監督強化を図る。

内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの構築に関する基本計画を再策定し、弁護士、公認会計士等の外部のアドバイザーの協力の下、内部統制システムのさらなる充実を図る。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な意思決定および報告に関しては、取締役会規程に基づいて実施する。

職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程、情報管理規程、内部者取引管理規程の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しも行う。

これらの事務については、管理本部長が所管し、運用状況の検証、見直しの経過等、適宜取締役会に報告する。

なお、業務を効率的に推進するために、業務システムの合理化やIT化をさらに推進する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査規程に基づいて監査実施項目および方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施する。

内部監査室の監査により法令定款違反が発見された場合、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は代表取締役社長に直ちに報告することとする。

リスク管理は、リスクマネジメント基本規程に基づいてコンプライアンス推進部が担当する。

各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、損失の危険を発見した場合には速やかにコンプライアンス推進部に報告される体制を構築する。リスク情報の収集を容易にするため、コンプライアンス推進部の存在意義を従業員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には速やかに組織を通じて報告するよう指導する。

プライバシーマーク、その他個人情報保護規程等に基づき情報管理体制の充実を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
年次計画、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに担当する組織とその業績目標を明確化し、取締役会において目標達成をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保し、また業績に連動した評価・報酬制度を実施する。
取締役会規程、職務権限運用要領および稟議規程に基づいて取締役の決裁権限と責任を明確にする。
取締役は執行役員の業務の執行状況を管理・監督する。
経営会議規程に基づいて意思決定を迅速に行えるようプロセスを簡素化して、重要な事項については代表取締役で構成される経営会議において慎重かつ迅速に意思決定を行う。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程を全使用人に徹底する。
また、コンプライアンス行動指針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。
コンプライアンス推進部は、その担当執行役員を責任者として定期的にコンプライアンスプログラムを策定・実施し、使用人に対し、コンプライアンスに関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を通じ、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンスを遵守する意識を醸成する。
ヘルプライン等の設置により内部告発者から情報提供をしやすい環境を整備する。
- ⑥ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社ならびに子会社から成る企業集団のリスク情報の有無を確認するために、当社の子会社を担当する各部門は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
子会社を担当する各部門が、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、速やかに発見した損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、代表取締役に報告する。
子会社へ取締役または監査役を派遣し、派遣役員は子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理する。
当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、必要に応じて内部監査室は監査を実施する。
当社と主要子会社の常勤監査役で構成するグループ監査役会を定期的に開催し監査業務の効率性および実効性を図る。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は、その人数、要件、期間および理由を勘案し、速やかに代表取締役は適任者を選任する。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮・監督のもと監査役の監査業務をサポートする。当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、以下のような項目を定期的に監査役に報告することとし、監査役は取締役会や重要な会議に出席して報告を受ける。

- ・取締役会決議事項、報告事項
- ・月次、四半期、通期の業績、業績見直しおよび経営状況
- ・重要な開示資料の内容
- ・重要な組織・人事異動
- ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事項
- ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ・内部監査室、コンプライアンス推進部の活動状況
- ・その他、重要な稟議・決裁事項

このほか、監査役が報告すべきものと定めた事項が生じた場合には、速やかに報告をする。

- ⑩ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は監査役による監査に対する理解を深め、監査役による監査の環境を整備するよう努める。

代表取締役は、監査役と定期的な意見交換を行うとともに、監査役が内部監査室との適切な意思疎通および効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

- ⑪ 適時適正開示を行うための体制

適時開示規程に基づき、役職員に周知徹底を図るとともに、当社ならびに子会社から成る企業集団での開示情報のレポーティングラインを構築する。経営会議において内容の適正性を確保し、適時適正開示を実施する。

- (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

- ① 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量

買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めております。当社の企業価値の源泉は、(ア) 情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「技術力」、(イ) 環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させていくことのできる「人」の存在、(ウ) 独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との間の安定的・長期的な信頼関係」にあると考えております。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

(a) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

(中期経営計画等)

当社は、当社の企業価値の源泉を踏まえ、創業以来、一貫して標榜してきた「顧客第一主義」という理念のもと、以下の諸施策に取り組むことで当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上を図ってまいります。

(i) グローバル化市場でのサービスの提供

当社は、平成7年に初めて中国市場に進出し、高品質・低コストでのシステム開発（オフショア開発）事業へ参入したのを皮切りに、現地向けのコールセンター、デジタルマーケティング、ビジネスプロセスアウトソーシング等グローバル市場でのサービス体制の構築・展開を加速させております。特にコア事業であるコールセンターサービスのグローバル化を推進し、中国、韓国、タイ等にコールセンター拠点を設け、さらには、多言語でのサポート対応を充実させるため、イギリスのBPO企業であるMerlin Information Systems Group Limited（本社：イギリス バッキンガム）と業務・資本提携を行い、これまでの中国・韓国・タイなどのアジア言語圏に加え、英語圏・ヨーロッパ言語圏など18言語に対応したコールセンターサービスの提供を開始する等、ますます顧客志向がグローバル化していくことに備え、グローバルでの競争力強化に取り組んでまいります。

(ii) 業種・業務に特化したサービスの提供

法改正等に代表されるとおり企業を取り巻く環境は刻一刻と変化し続けております。この変化とともにアウトソーシングニーズはますます多様化してきており、また業種特有の課題がより多く顕在化してきております。当社は、全ての企業が共有する至上命題である売上拡大とコスト削減を総合的かつグローバルに支援するため、新たにMarketing&SalesおよびBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）を事業領域として定め、この領域において様々なアウトソーシ

ングサービスを提供してまいります。

(iii) グループ各社との連携による高付加価値・高品質なサービスの提供

当社は、当社が持つ独自サービスに加え、分析力、技術力といったそれぞれの分野で高い専門性を持つ企業も多く抱えております。このようなグループ各社との連携を深め、当社の「人」による運用力をベースに高い事業シナジーを創出し続けていくことで、より高付加価値・高品質なサービス提供を実現していくとともに、独自性と総合力でコスト競争力強化に取り組んでまいります。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、10名の取締役のうち3名を独立性のある社外取締役とすることにより経営に対する監視機能の強化を図っております。また、意思決定の迅速化による事業環境変化への対応力強化を図るため執行役員制を導入しております。監査役につきましては、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席するほか、当社および国内外子会社への監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。なお、当社は、独立性のある社外取締役3名と社外監査役2名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容の概要

(i) 当社は、平成21年5月20日付取締役会決議および平成21年6月25日付第24回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を、平成21年7月1日をもって導入いたしました。本プランの概要については、下記(ii)のとおりであります。

(ii) 本プランの概要

ア 本プランの目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑制するため、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

イ 対象となる買付等

本プランは、下記(ア)または(イ)に該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。但し、当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。

(ア) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

(イ) 当社が発行者である株券等について、公開買付を行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付
ウ 本プランの発動に係る手続

買付等を行うとする者（以下「買付者等」といいます。）は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面等を当社に対して提出していただくとともに、当社が交付した書式に従い、株主の皆様の判断等のために必要な所定の情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付いたします。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。また、独立委員会は、買付者等および当社取締役会からの情報等（追加的に提供を求めたものも含まれます。）を受領してから原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討、買付者等との協議・交渉等を行います。

そのうえで、独立委員会は、買付等について、下記エにおいて定められる発動事由に該当すると判断した場合、原則として、当社取締役会に対して、本プランの発動として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告いたします。なお、独立委員会は、下記エにおいて定められる発動事由のうち発動事由その2（以下、「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、あらかじめ新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものといたします。

また、当社取締役会は、本プランに従った新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施に際してあらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することができます。

当社取締役会は、上記の独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議を行い、また、上記の株主総会の決議が存する場合には、その決議に従います。

エ 新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みま

す。) 、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合
発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、または買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不充分または不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な「仕組み（人と技術力の融合）」や当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

オ その他

本プランに従い株主の皆様に対して割当てられる予定の新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会または株主総会が別途決定した金額を払い込むことにより行使することができます。かかる行使により原則として普通株式1株を取得することができます。また、買付者等およびその関係者による権利行使は原則として認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

本プランの有効期間は、平成21年7月1日から第24回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとなります。

③ ②の取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営計画およびコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。また、導入に当たり株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、有効期間が約3年と定められており、いわゆるサンセット条項が付されていること、および有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主意思を重視するものとなっております。さらに、本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性も担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、上記の取組みを更新するものとして、第27回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件」につき、議案を上程する予定であります。その詳細につきましては、本招集ご通知の株主総会参考書類をご参照ください。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置づけております。配当政策については、業績に連動した配当性向重視型を採用しており、株主の皆様に対する利益還元を図ることにより、結果として当社株式の市場価値を高めることを基本方針としております。

当事業年度（平成24年3月期）の配当については、上記方針に基づき、1株当たり37円00銭とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

添付書類(2)

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	66,696	流 動 負 債	32,845
現金及び預金	36,585	買掛金	4,840
受取手形及び売掛金	24,571	短期借入金	695
商品及び製品	11	一年内償還予定の社債	1,070
仕掛品	520	一年内返済予定の長期借入金	9,059
繰延税金資産	3,429	未払金	2,868
その他の貸倒引当金	1,926	未払費用	6,688
	△372	未払法人税等	852
固 定 資 産	26,441	未払消費税等	1,779
有 形 固 定 資 産	7,025	前受金	850
建物及び構築物	3,412	賞与引当金	3,232
車両運搬具	13	その他の	908
工具器具備品	2,176	固 定 負 債	11,473
土地	1,140	社債	590
リース資産	251	長期借入金	7,891
建設仮勘定	31	退職給付引当金	147
無 形 固 定 資 産	1,737	訴訟損失引当金	2,555
のれん	244	長期預り保証金	44
ソフトウェア	1,164	その他の	244
リース資産	39	負 債 合 計	44,318
ソフトウェア仮勘定	38	純 資 産 の 部	
その他の	250	株 主 資 本	47,553
投資その他の資産	17,679	資本金	29,065
投資有価証券	5,050	資本剰余金	20,510
関係会社株式	3,386	利益剰余金	13,900
その他の関係会社有価証券	76	自 己 株 式	△15,923
関係会社出資金	671	その他の包括利益累計額	△2,236
長期貸付金	163	その他有価証券評価差額金	688
繰延税金資産	144	為替換算調整勘定	△2,924
差入保証金	4,510	少 数 株 主 持 分	3,502
前払年金費用	956	純 資 産 合 計	48,819
その他の	3,020	負 債 及 び 純 資 産 合 計	93,137
貸倒引当金	△303		
資 産 合 計	93,137		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(3)

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		161,208
売 上 原 価		131,598
売 上 総 利 益		29,609
販売費及び一般管理費		20,890
営 業 利 益		8,719
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	61	
受 取 配 当 金	17	
持分法による投資利益	323	
デリバティブ評価益	182	
雇用開発助成金等	193	
その他	242	1,020
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	392	
為 替 差 損	241	
その他	134	768
経 常 利 益		8,970
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	163	
企業立地助成金等	106	
持分変動益	81	
その他	34	385
特 別 損 失		
固定資産除却損	70	
減 損 損 失	183	
投資有価証券評価損	90	
その他	105	450
税金等調整前当期純利益		8,905
法人税、住民税及び事業税	864	
法人税等調整額	2,501	3,366
少数株主損益調整前当期純利益		5,539
少数株主利益		570
当 期 純 利 益		4,969

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(4)

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	29,065	20,510	10,289	△15,922	43,943
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動					
剰 余 金 の 配 当			△1,357		△1,357
当 期 純 利 益			4,969		4,969
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連 結 会 計 年 度 中 計 の 変 動 額 合 計	-	△0	3,611	△0	3,610
当 期 末 残 高	29,065	20,510	13,900	△15,923	47,553

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	為 替 換 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△149	△2,752	△2,902	3,369	44,410
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動					
剰 余 金 の 配 当					△1,357
当 期 純 利 益					4,969
自 己 株 式 の 取 得					△1
自 己 株 式 の 処 分					0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	837	△172	665	132	798
連 結 会 計 年 度 中 計 の 変 動 額 合 計	837	△172	665	132	4,408
当 期 末 残 高	688	△2,924	△2,236	3,502	48,819

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 47社

主要な連結子会社の名称

株式会社Jストリーム、応用技術株式会社、transcosmos Korea Inc.

トランスコスモスシー・アール・エム沖繩株式会社

なお、当連結会計年度の連結子会社の異動は次のとおりであります。

(除外)

・ラルクCCP12投資事業組合（平成23年9月28日清算終了）

・北京大宇宙信息技术有限公司（平成23年11月2日清算終了）

(2) 主要な非連結子会社の名称等

大宇宙設計開発（大連）有限公司 他

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社数 16社

主要な持分法適用会社の名称

ネットレイティングス株式会社、株式会社フォアキャスト・コミュニケーションズ

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（大宇宙設計開発（大連）有限公司他）

は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

（決算日 12月31日）

・応用技術株式会社

・transcosmos Korea Inc.

・CCPメザニン2006投資事業組合

・Shine Harbour Ltd.

・CCP-Biotech 3号投資事業組合

・transcosmos (Thailand) Co., Ltd.

・CCP-GLOBAL FUND I

・上海特思尔大宇宙商務咨询有限公司

・大宇宙ジャパン株式会社

・北京特朗思信息技术服务有限公司

・transcosmos America, Inc.

・蘇州大宇宙信息創造有限公司

・大宇宙信息創造（中国）有限公司

・大宇宙商業服務（蘇州）有限公司

・大宇宙信息系統（上海）有限公司

・特思尔大宇宙（北京）投資咨询有限公司

・大宇宙當舖創信息咨询（上海）

・上海特朗思大宇宙信息技术服務

有限公司

有限公司

・Transcosmos Information

・無錫特朗思大宇宙信息技术服務

Creative Holdings

有限公司

・Transcosmos Digital Marketing

Cayman Co., Ltd.

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(決算日 その他)

会社名	決算日
・CCP-GLOBAL FUND II	5月31日
・キャリアインキュベーション株式会社	9月30日

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

投資事業有限責任組合等に対する出資金

当該投資事業有限責任組合等の直近事業年度における純資産の当社持分割合で評価

(2) デリバティブ …………… 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品 …………… 総平均法

仕掛品 …………… 個別法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 建物（建物付属設備は除く）

（リース資産を除く）

a 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。

b 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの旧定額法によっております。

c 平成19年4月1日以後に取得したものの定額法によっております。

建物以外

a 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。

b 平成19年4月1日以後に取得したものの定率法によっております。

なお、当社のコールセンター設備の一部（器具備品等）については、経済的耐用年数（法定耐用年数の5割程度短縮）による定額法を採用しております。

在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

また、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却しております。

無形固定資産 …………… (リース資産を除く)	主として定額法を採用しております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、販売開始後３年以内の見込販売数量を基準に償却しておりますが、その償却額が残存有効期間に基づく均等配分額に満たない場合は、その均等配分額を最低限として償却しております。
リース資産 ……………	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
(5) 重要な引当金の計上基準	
貸倒引当金 ……………	債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金 ……………	当社および国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
役員賞与引当金 ……………	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
退職給付引当金 ……………	当社および連結子会社の一部において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により費用処理することとしております。
訴訟損失引当金 ……………	数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（５年）による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。 訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めております。

② 重要なヘッジ会計の方法

- (i) ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合には、特例処理を採用しております。
- (ii) ヘッジ手段とヘッジ対象 …… ヘッジ手段：金利スワップ取引
ヘッジ対象：借入金
- (iii) ヘッジ方針 …………… 内規に基づき、金利の変動リスクを回避するため金利スワップ取引を行っております。
- (iv) ヘッジ有効性評価の方法 …… 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しております。
- ③ 消費税等の会計処理 …………… 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④ 重要な収益および費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益および費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては進行基準（進捗率の見積りは原価比例法等）を、その他のものについては完成基準を適用しております。

⑤ のれんの償却方法および償却期間

のれんおよび平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、5年間で均等償却しております。なお、のれんの効果が見込まれない状況が発生した場合には、相当の減額を行っております。

5. 表示方法の変更

連結損益計算書関係

前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「持分法による投資利益」（前連結会計年度75百万円）は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「企業立地助成金等」（前連結会計年度134百万円）は、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

前連結会計年度において区分掲記しておりました特別利益の「固定資産売却益」（当連結会計年度2百万円）および特別損失の「固定資産売却損」（当連結会計年度0百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため特別利益の「その他」および特別損失の「その他」に含めて表示しております。

6. 追加情報

（会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

- 銀行預金 1百万円
 2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,110百万円
 3. 偶発債務

当社が受注した治験薬割付業務に関して、アルフレッサファーマ株式会社および田辺三菱製薬株式会社から、1,474百万円の損害賠償請求訴訟が平成23年2月18日東京地方裁判所に提起されました。この訴訟に関して、平成24年1月23日に原告から請求の趣旨拡張の申立があり、損害賠償請求額は2,501百万円に変更されております。当社は、今後裁判において当社の主張を明らかにしていく予定です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(株)	48,794,046	—	—	48,794,046

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式(株)	7,648,617	1,165	73	7,649,709

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

1,165株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売却による減少

73株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日定時株主総会	普通株式	1,357	33	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,522	37	平成24年3月31日	平成24年6月28日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資については業務または資本提携等、事業推進上の要請に基づき株式投資を行う他、余資運用は預金等の元本確保を基本とした運用を行っております。資金調達に際しては銀行借入や社債、株式発行など状況に応じて最適と思われる手法を選択しております。また、デリバティブ取引は、事業活動上生じる市場リスクを回避するため、金利スワップ取引、通貨スワップ取引および為替予約取引に利用しており投機を目的としたデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は、主に業務または資本提携等に関連する株式であります。これらは、市場価格の変動リスク、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や投資先企業の財務諸表等を把握し、適正に評価の見直しを行うと共に投資価値の回収に努めております。

営業債務である買掛金および未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）および社債は設備投資等の長期性投資に係る資金調達であります。このうち長期借入金の一部が変動金利であり、金利の変動リスクに晒されているため、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものは、その判定をもって有効性の評価をし、特例処理の要件を満たさないものに関しては、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、専門の部署により起案、実行および管理が行われており、その実行に際しては承認ルールに則り適正な手続きの下に行われております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、当社グループの与信を毀損することの無いよう各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理すると共に債務履行を万全なものとするためコミットメントライン契約を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差 額
(1) 現金及び預金	36,585	36,585	—
(2) 受取手形及び売掛金	24,571	24,571	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,356	2,356	—
(4) 買掛金	△4,840	△4,840	—
(5) 短期借入金	△695	△697	△2
(6) 未払費用	△6,688	△6,688	—
(7) 社債	△1,660	△1,677	△17
(8) 長期借入金	△16,951	△17,130	△179
(9) デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されて い ない も の	—	△136	△136
②ヘッジ会計が適用されて い る も の	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、△で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券及び投資有価証券
これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (4) 買掛金、および(6)未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 短期借入金
短期借入金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間および信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (7) 社債
当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を当該借入金の残存期間および信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(9)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を残存期間および信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(9) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引先の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額、時価および評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

対象物の種類	区分	デリバティブ取引の種類	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超		
通貨	市場取引外 の取引	通貨スワップ取引 米	1,778	－	△136	△136
合計			1,778	－	△136	△136

(注) 時価の算定方法 …… 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しております。

② ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額2,694百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,101円41銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 120円77銭 |

重要な後発事象に関する注記

当社は、持分法適用会社であるサイバーソース株式会社の全株式を、当該会社の親会社であるCyberSource Corporationに譲渡する株式譲渡契約を平成24年5月2日に締結しました。

これにより、平成25年3月期第1四半期連結会計期間において特別利益として関係会社株式売却益を1,078百万円計上する予定であります。

添付書類(5)

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	52,599	流 動 負 債	27,283
現金及び預金	27,682	買掛金	5,290
受取手形	29	短期借入金	200
売掛金	20,152	一年内償還予定の社債	1,050
仕掛品	1	一年内返済予定の長期借入金	9,016
貯蔵品	102	未払金	1,117
前渡金	9	未払費用	5,311
前払費用	104	未払法人税等	262
短期貸付金	537	未払消費税等	1,292
未収入金	200	前受金	435
繰延税金資産	107	預り金	237
その他の貸倒引当金	3,160	賞与引当金	2,869
	516	役員賞与引当金	15
固 定 資 産	30,532	その他の	184
有 形 固 定 資 産	2,545	固 定 負 債	11,123
建物	920	社債	550
構築物	10	長期借入金	7,452
工具器具備品	1,168	長期預り保証金	21
土地	373	訴訟損失引当金	2,555
リース資産	69	その他の	544
建設仮勘定	3	負 債 合 計	38,406
無 形 固 定 資 産	1,043	純 資 産 の 部	
のれん	164	株 主 資 本	44,294
ソフトウェア	761	資 本 金	29,065
リース資産	20	資 本 剩 余 金	20,510
電話加入権	89	その他資本剰余金	20,510
ソフトウェア仮勘定	6	利 益 剩 余 金	10,641
投資その他の資産	26,944	利益準備金	511
投資有価証券	6,503	その他利益剰余金	10,130
関係会社株式	12,524	繰越利益剰余金	10,130
その他の関係会社有価証券	129	自 己 株 式	△15,923
関係会社出資金	831	評価・換算差額等	430
関係会社長期貸付金	1,396	その他有価証券評価差額金	430
前払年金費用	956	純 資 産 合 計	44,725
訴訟仮払金	2,617	負 債 及 び 純 資 産 合 計	83,132
繰延税金資産	224		
差入保証金	2,934		
その他の	358		
貸倒引当金	△1,533		
資 産 合 計	83,132		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(6)

損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		129,394
売上原価		108,226
売上総利益		21,168
販売費及び一般管理費		14,671
営業利益		6,497
営業外収益		
受取利息	55	
受取配当金	53	
雇用開発助成金	89	
貸倒引当金戻入益	386	
その他の	125	710
営業外費用		
支払利息	326	
社債利息	36	
債務保証損失引当金繰入	358	
その他の	122	843
経常利益		6,363
特別利益		
投資有価証券売却益	128	
企業立地助成金等	89	
その他の	25	243
特別損失		
固定資産除却損	21	
減損	52	
投資有価証券評価損	106	
その他の	61	242
税引前当期純利益		6,365
法人税、住民税及び事業税	105	
法人税等調整額	2,283	2,389
当期純利益		3,975

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

添付書類(7)

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	29,065	20,510	20,510
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
自 己 株 式 の 処 分		△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	△0	△0
当 期 末 残 高	29,065	20,510	20,510

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高		375		7,647	8,023
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	135	△1,493	△1,357		△1,357
当 期 純 利 益		3,975	3,975		3,975
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分				0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					—
事業年度中の変動額合計	135	2,482	2,618	△0	2,617
当 期 末 残 高	511	10,130	10,641	△15,923	44,294

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△372	△372	41,305
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△1,357
当 期 純 利 益			3,975
自 己 株 式 の 取 得			△1
自 己 株 式 の 処 分			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	802	802	802
事業年度中の変動額合計	802	802	3,419
当 期 末 残 高	430	430	44,725

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法
子会社株式および関連会社株式
移動平均法に基づく原価法
その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法に基づく原価法
投資事業有限責任組合等に対する出資金
当該投資事業有限責任組合等の直近事業年度における純資産の当社持分割合で評価
2. デリバティブ …………… 時価法
3. たな卸資産の評価基準および評価方法
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
商品 …………… 総平均法
仕掛品 …………… 個別法
貯蔵品 …………… 最終仕入原価法
4. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 …………… 建物(建物付属設備は除く)
(リース資産除く)
a 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。
b 平成10年4月1日から平成19年3月31日まで取得したものの旧定額法によっております。
c 平成19年4月1日以後に取得したものの定額法によっております。
建物以外
a 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。
b 平成19年4月1日以後に取得したものの定率法によっております。
なお、コールセンター設備の一部（器具備品等）については経済的耐用年数（法定耐用年数の5割程度短縮）による定額法を採用しております。
また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却の終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
無形固定資産 …………… 定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
(リース資産除く)

リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
5. 引当金の計上基準	
貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。
訴訟損失引当金	訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
債務保証損失引当金	関係会社に対する保証債務の履行による損失に備えるため、保証履行の可能性の高い債務保証につき、求償権の行使による回収可能性を検討して、損失見込相当額を計上しております。
6. 収益および費用の計上基準	
受注制作のソフトウェアに係る収益および費用の計上基準	当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められるものについては進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては完成基準を適用しております。
7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項	
(1) ヘッジ会計の方法	
① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合には、特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 …………… ヘッジ手段：金利スワップ取引
ヘッジ対象：借入金
- ③ ヘッジ方針 …………… 内規に基づき、金利の変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 …………… 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。
- (2) 外貨建の資産および負債の …………… 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
本邦通貨への換算の基準
- (3) 消費税等の会計処理 …………… 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

8. 表示方法の変更
損益計算書関係

前事業年度において区分掲記しておりました営業外費用の「コミットメントフィー」（当事業年度4百万円）および「投資事業組合損失」（当事業年度56百万円）は、金銭的重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました特別利益の「固定資産売却益」（当事業年度0百万円）および「関係会社清算益」（当事業年度0百万円）は、金銭的重要性が乏しくなったため、特別利益の「その他」に含めて表示しております。

9. 追加情報

（会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産	銀行預金	1百万円
2. 債務保証		
関係会社からの借入債務に対する保証		
株式会社ココア		320百万円
関係会社からの預り債務に対する保証		
ティーシーアイ・ビジネス・サービス株式会社		2,389百万円
賃貸借契約債務に対する保証		
トランスコスモスフィールドマーケティング株式会社		8百万円
株式会社ウェブ・ワークス		4百万円
リース契約債務に対する保証		
Qingdao Zuki Industrial Design Co., Ltd.		13百万円

	計	2,735百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額		7,763百万円
4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く）		
関係会社に対する短期金銭債権		445百万円
関係会社に対する短期金銭債務		1,095百万円
5. 偶発債務		

当社が受注した治験薬割付業務に関して、アルフレッサファーマ株式会社および田辺三菱製薬株式会社から、1,474百万円の損害賠償請求訴訟が平成23年2月18日東京地方裁判所に提起されました。この訴訟に関して、平成24年1月23日に原告から請求の趣旨拡張の申立があり、損害賠償請求額は2,501百万円に変更されております。当社は、今後裁判において当社の主張を明らかにしていく予定です。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業収益	336百万円
営業費用	10,603百万円
営業取引以外の取引高	129百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（株）	7,648,617	1,165	73	7,649,709

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 1,165株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の売却による減少 73株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,090百万円
未払事業税	71百万円
関係会社株式評価損	1,774百万円
訴訟損失引当金	910百万円
投資有価証券評価損	565百万円
減損損失	539百万円
投資事業組合運用損	270百万円
税務上ののれん	227百万円
工事進行基準棚卸資産	207百万円
貸倒引当金	123百万円
前払年金費用	△363百万円
繰越欠損金	2,006百万円
その他	633百万円
<hr/>	
小計	8,058百万円
評価性引当額	3,899百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	4,159百万円
繰延税金負債	
工事進行基準売上	274百万円
その他有価証券評価差額金	432百万円
合併によるのれん調整額	62百万円
その他	3百万円
<hr/>	
繰延税金負債合計	773百万円
<hr/>	
繰延税金資産の純額	3,385百万円

2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて40.69%から平成24年4月1日以後平成27年3月31日までに開始する事業年度のものについては38.01%、平成27年4月1日以後に開始する事業年度のものについては35.64%にそれぞれ変更しております。

この変更により当事業年度末の繰延税金資産の純額が208百万円減少し、法人税等調整額は269百万円増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機およびその周辺機器等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額 相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具器具備品	210	172	38
ソフトウェア	44	36	7
合計	255	208	46

2. 未経過リース料期末残高相当額

一年以内	51百万円
一年超	1百万円
合計	52百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	67百万円
減価償却費相当額	63百万円
支払利息相当額	1百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

6. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

未経過リース料	
一年以内	11百万円
一年超	18百万円
合計	30百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社および法人主要株主等
該当事項はありません。

2. 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ディーシーアイ・ビジネス株式会社	100百万円	B to B 国内子会社	所有 直接100.0	資金の融資	資金の貸付(注)1 回収等 債務保証(注)2	2,256 3,230 2,389	関係会社 長期貸付金	1,333

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 貸付金については市場金利等および調達金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。
2 関係会社からの預かり債務に対する保証であります。
3 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。
4 議決権等の所有(被所有)割合は、小数第二位を四捨五入しております。

3. 兄弟会社等
該当事項はありません。

4. 役員および個人主要株主等
該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,087円04銭
2. 1株当たり当期純利益 96円63銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、持分法適用会社であるサイバーソース株式会社の全株式を、当該会社の親会社であるCyberSource Corporationに譲渡する株式譲渡契約を平成24年5月2日に締結しました。

これにより、平成25年3月期第1四半期において特別利益として関係会社株式売却益を1,566百万円計上する予定であります。

添付書類(8)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月15日

トランス・コスモス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯本堅司	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川豪	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長南伸明	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トランス・コスモス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

添付書類(9)

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成24年5月15日

トランス・コスモス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯本堅司	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中川豪	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長南伸明	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

添付書類(10)

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月15日

トランス・コスモス株式会社	監査役会
常勤監査役	石岡 英明 ㊞
監査役	高尾 吉郎 ㊞
社外監査役	渡邊 和志 ㊞
社外監査役	中村 敏 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案およびその参考事項

第1号議案 第27期剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金37円

総額 1,522,340,469円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年6月28日（木曜日）

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成21年5月20日開催の当社取締役会決議および同年6月25日開催の当社第24回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入しましたが、旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとされております。

この旧プランの有効期間の満了に先立ち、当社は、平成24年5月15日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

つきましては、当社定款第41条第2項の定めに基づき、本プランに利用するために、下記「2. 提案の内容」の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めております。当社の企業価値の源泉は、①情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「IT活用力」、②環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させてゆくことのできる「人」の存在、③独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との間の安定的・長期的な信頼関係」にあると考えております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当

社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の、その時点の当社を除く全ての株主に対する新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記「(4)本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。
(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとします。）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出して頂きます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示して頂きます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、（注9）に、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者および買付者等を被支配法人等（注11）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注12）
 - ② 買付等の目的、方法および具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
 - ③ 買付等の価格およびその算定根拠
 - ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容および買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
 - ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
 - ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
 - ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討
- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含まれます。）を受領したと合理的に認めた時点から原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下かかる独立委員会による情報収集および検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の 절차를踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記「(3)本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（同(3)に記載される準発動事由も含み、以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等よりの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策（注13）（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について本発動事由のうち発動事由その2（以下、「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合等には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本

新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について本発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、本発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記の(g)に基づき株主総会（以下「株意思確認総会」といいます。）を開催する場合には、当社取締役会は、当該株意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当て等を実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当て等の実

施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性等が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実および独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記「(2)本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社または当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、または買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合（本プランにおいて「準発動事由」といいます。）には、本プランの発動として法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記「(2)本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになりません。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注14）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注15）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注16）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注17）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とす

る取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止、修正および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会最終後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤

回する旨の決議が行われた場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成24年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

(7) その他の事項

本プランの内容のうち、本議案に定めのない事項または本議案に抵触しない事項については、当社取締役会において定めることができます。

(注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みません（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(注9) 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社監査役、または(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合(再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、本新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下で取りうる合理的な施策(以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。)の実施または不実施、本新株予約権の無償割当て等の中止または本新株予約権の無償取得、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項その他所定の事項について決定を行う。
- ・独立委員会の決議は、原則として独立委員会委員の全員が出席(テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。)し、その議決権の過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

(注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。

(注11) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

- (注12) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注13) 具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。
- (注14) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注15) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注16) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注17) 具体的には(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者

以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以上

独立委員会委員略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏名：夏野 剛（なつの たけし）

生年月日：昭和40年3月17日

略歴：昭和63年4月 東京ガス株式会社入社
 平成9年9月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現 株式会社
 エヌ・ティ・ティ・ドコモ）入社
 平成17年6月 同社 執行役員マルチメディアサービス部長
 平成20年5月 慶應義塾大学 政策メディア研究科 特別招聘教授（現
 職）
 平成20年6月 当社 社外取締役（現任）
 セガサミーホールディングス株式会社 社外取締役（現
 任）
 ぴあ株式会社 取締役（現任）
 N T T レゾナント株式会社 非常勤取締役（現任）
 S B I ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
 平成20年12月 株式会社ダウンゴ 取締役（現任）
 平成21年9月 グリー株式会社 社外取締役（現任）
 現在に至る

夏野剛氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏名：瀧浪 壽太郎（たきなみ じゅたろう）

生年月日：昭和16年9月28日

略歴：昭和43年4月 日本事務器株式会社入社
 昭和47年2月 株式会社電通入社
 昭和50年12月 株式会社電通国際情報サービス出向
 昭和60年6月 同社 取締役
 平成2年6月 同社 常務取締役
 平成6年6月 同社 専務取締役

平成10年6月 同社 代表取締役社長
 平成16年6月 同社 代表取締役社長最高執行責任者
 平成21年3月 応用技術株式会社 非常勤取締役（現任）
 平成21年6月 当社 社外取締役（現任）
 社団法人テレコムサービス協会（現一般社団法人テレコムサービス協会） 副会長（現任）
 平成22年3月 株式会社トランスコスモス・テクノロジーズ 社外取締役（現任）
 現在に至る

瀧浪壽太郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、本総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏名：高尾 吉郎（たかお きちろう）

生年月日：昭和9年12月23日

略歴：昭和33年4月 日興証券株式会社
 （現 S M B C 日興証券株式会社）入社
 昭和50年3月 同社 和歌山支店長
 昭和57年12月 同社 取締役 大阪支店事業法人部第一部長
 昭和60年11月 同社 常務取締役 大阪地区担当兼大阪支店長
 昭和63年8月 同社 専務取締役 営業企画担当
 平成2年5月 同社 副社長
 平成3年6月 同社 取締役社長
 平成9年10月 同社 顧問
 平成12年6月 日本電通株式会社 社外監査役（現任）
 平成13年10月 株式会社日興コーディアルグループ
 （現 S M B C 日興証券株式会社）顧問
 平成17年6月 同社 顧問退任
 平成18年6月 当社 社外取締役
 平成21年6月 当社 監査役（現任）
 現在に至る

高尾吉郎氏は、現在、当社の監査役であり、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	おくだ こうき 奥田 耕己 (昭和12年1月9日生)	昭和41年6月 丸栄計算センター株式会社代表取締役社長 昭和49年12月 株式会社関西丸栄計算センター代表取締役社長 昭和50年6月 和歌山丸栄計算センター株式会社代表取締役社長 昭和53年11月 株式会社インプット研究所代表取締役社長 昭和57年1月 群馬丸栄計算センター株式会社代表取締役社長 昭和57年4月 株式会社マリテック代表取締役社長 昭和60年6月 当社代表取締役社長 平成9年5月 株式会社ジェイストリーム(現株式会社Jストリーム)代表取締役社長 平成10年6月 当社代表取締役会長兼社長 平成11年12月 株式会社イーバンチャーズ代表取締役社長 平成14年9月 当社代表取締役会長兼グループCEO 平成15年6月 代表取締役グループCEOフェウンダー(現任)	7,498,800株 (一株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	ふなつこうじ 船津康次 (昭和27年3月18日生)	昭和56年4月 株式会社リクルート入社 平成7年12月 株式会社北海道じゃらん取締役 平成10年4月 当社入社、事業企画開発本部長 平成10年6月 常務取締役 平成11年6月 専務取締役海外事業統轄補佐 平成12年4月 代表取締役副社長 総合営業本部、コンサルティング本部、各事業本部担当 平成12年11月 代表取締役副社長事業統括担当 平成13年4月 代表取締役副社長 事業戦略本部兼人財戦略本部担当 平成14年4月 代表取締役副社長兼事業統括本部最高責任者兼人事担当 平成14年9月 代表取締役社長兼CEO 平成15年6月 代表取締役会長兼CEO(現任) 平成21年6月 株式会社角川グループホールディングス社外取締役(現任) 平成23年6月 社団法人日本テレマーケティング協会(現一般社団法人日本コールセンター協会)会長(現任)	25,200株 (2,840株)
3	おくだまさたか 奥田昌孝 (昭和42年3月29日生)	昭和63年4月 当社入社 平成8年6月 取締役マーケティング本部副本部長 平成10年6月 常務取締役社長室担当 平成12年4月 代表取締役副社長 事業企画開発本部担当、海外事業本部副担当 平成13年4月 代表取締役副社長 社長室、事業推進本部担当、海外事業本部、経理財務本部兼管理サービス本部副担当 平成14年4月 代表取締役副社長兼Co-COO、事業開発本部最高責任者 平成14年6月 株式会社イーベンチャーズ代表取締役 平成14年9月 当社代表取締役副社長兼COO 平成15年6月 代表取締役社長兼COO(現任)	5,910,368株 (4,774株)

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
4	い わ み こういち 石 見 浩 一 (昭和42年1月10日生)	平成5年4月 味の素株式会社入社 平成13年3月 当社入社 平成14年6月 取締役事業開発統括本部副本部長 平成16年6月 上席常務執行役員 平成17年2月 大宇宙情報系統(上海)有限公司董 事長 平成17年4月 当社上席常務執行役員マーケティ ングチェーンマネジメントサー ビス統括責任者 平成17年6月 専務取締役 平成17年8月 大宇宙営鍵創信息諮詢(上海)有限 公司董事長(現任) 平成18年6月 当社取締役副社長 平成22年4月 専務取締役サービス統括責任者(現任) 平成22年6月 大宇宙商業服務(蘇州)有限公司董 事長 平成24年3月 transcosmos Korea Inc. 取締役会 長(現任)	4,400株 (5,157株)
5	む か い ひろゆき 向 井 宏 之 (昭和27年7月23日生)	昭和52年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成7年1月 同社流通システム事業部小売シ ステム事業部長 平成9年1月 同社アジア地区本社(東京)出向 平成10年1月 同社欧州地区本社(フランス)出向 平成12年4月 同社理事流通システム事業部長 平成16年4月 同社理事PC&プリンティング事業部長 平成17年3月 レノボ・ジャパン株式会社代表取 締役社長 平成19年10月 当社入社、上席常務執行役員営業 統括営業企画本部担当 平成20年6月 専務取締役営業統括責任者 平成21年4月 上席常務取締役営業統括責任者 平成24年1月 上席常務取締役営業統括責任者兼 営業統括エンタープライズ第三営 業本部長 平成24年4月 上席常務取締役営業統括担当(現任)	一株 (4,979株)

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
6	もりやま まさかつ 森山 雅勝 (昭和45年5月21日生)	平成5年4月 プライスウォーターハウスコンサル タント(現日本アイ・ビー・エム 株式会社)入社 平成12年6月 当社入社 平成14年6月 取締役 平成15年6月 常務取締役 平成16年6月 上席常務執行役員 平成17年9月 専務取締役BtoC事業戦略本部長 株式会社ココア代表取締役社長(現任) 平成19年3月 当社上席常務取締役BtoC事業戦略 本部長兼営業統括meet-me営業推進 部長 平成21年6月 上席常務取締役BtoC事業戦略本部長 (現任) 平成23年4月 上席常務取締役BtoC事業戦略本部長 (現任)	2,000株 (1,363株)
7	ながくら しんいち 永倉 辰一 (昭和39年1月7日生)	昭和61年3月 株式会社リクルート入社 平成10年6月 当社入社 平成16年6月 執行役員サービス開発本部長 平成17年6月 常務執行役員グループ戦略担当 平成17年9月 上席常務執行役員事業開発投資本部長 平成18年6月 専務取締役 平成21年4月 transcocosmos America, Inc. President, CEO(現任) 平成22年4月 当社上席常務取締役投資管理部担 当兼transcocosmos America, Inc. President, CEO 平成23年11月 MERLIN INFORMATION SYSTEMS GROUP LIMITED Director(現任) 平成24年4月 当社上席常務取締役事業開発部担 当兼transcocosmos America, Inc. President, CEO(現任)	1,000株 (908株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
※ 8	む た ま さ あ き 牟 田 正 明 (昭和40年2月9日生)	平成元年4月 株式会社リクルート入社 平成11年4月 ダブルクリック株式会社入社 平成11年6月 同社常務取締役 平成15年6月 当社入社、取締役マーケティングチェーンマネジメントサービス事業本部営業第一本部副本部長 平成16年4月 取締役営業統括金融第二サービス営業本部長 平成17年4月 常務執行役員営業統括金融サービス営業本部長 平成17年6月 上席常務執行役員営業統括金融サービス営業本部長 平成21年4月 常務執行役員営業統括金融サービス営業本部長 平成24年4月 常務執行役員営業統括責任者兼営業統括グローバル営業統括部長(現任)	108株 (一株)
9	な つ の た け し 夏 野 剛 (昭和40年3月17日生)	昭和63年4月 東京ガス株式会社入社 平成9年9月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)入社 平成17年6月 同社執行役員マルチメディアサービス部長 平成20年5月 慶應義塾大学政策メディア研究科特別招聘教授(現職) 平成20年6月 当社社外取締役(現任) セガサミーホールディングス株式会社社外取締役(現任) びあ株式会社取締役(現任) NTTレゾナント株式会社非常勤取締役(現任) SBIホールディングス株式会社社外取締役(現任) 株式会社ドワンゴ取締役(現任) 平成20年12月 株式会社ドワンゴ取締役(現任) 平成21年9月 グリー株式会社社外取締役(現任)	一株 (42,988株)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
10	たき なみ じゅたろう 瀧 浪 壽太郎 (昭和16年9月28日生)	昭和43年4月 日本事務器株式会社入社 昭和47年2月 株式会社電通入社 昭和50年12月 株式会社電通国際情報サービス出向 昭和60年6月 同社取締役 平成2年6月 同社常務取締役 平成6年6月 同社専務取締役 平成10年6月 同社代表取締役社長 平成16年6月 同社代表取締役社長最高執行責任者 平成21年3月 応用技術株式会社非常勤取締役(現任) 平成21年6月 当社社外取締役(現任) 社団法人テレコムサービス協会(現一般社団法人テレコムサービス協会)副会長(現任) 平成22年3月 株式会社トランスコスモス・テクノロジーズ社外取締役(現任)	一株 (2,454株)
11	よ し だ のぞむ 吉 田 望 (昭和31年12月1日生)	昭和55年4月 株式会社電通入社 平成元年7月 株式会社電通総研出向 平成12年10月 株式会社ノゾムドットネット代表取締役(現任) 平成14年1月 株式会社コンセント取締役(現任) 平成16年6月 株式会社takibi代表取締役 平成20年5月 株式会社おだやかりビング代表取締役(現任) 平成22年6月 当社社外取締役(現任) 平成23年8月 株式会社takibi取締役(現任)	一株 (908株)

- (注) 1. 取締役候補者が所有する当社株式数欄のカッコ内の数値は、役員持株会における持分であり、1株未満切捨表示。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 取締役候補者森山雅勝氏は、株式会社コア代表取締役社長を兼職しており、当社は当社との間に取引関係があります。
その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏および吉田望氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について
夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏および吉田望氏については、企業経営等の豊富な経験・実績・見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

6. 夏野剛氏がフェリカネットワークス株式会社取締役在任中に、平成18年11月21日同社に勤務していた派遣社員が顧客データを漏洩させる事故が発生いたしました。これにつきまして夏野剛氏は当該事実に関与しておりません。当該事実発生後にはリスク管理に関する注意喚起を積極的に行い、法令、規定等の遵守および規程等の整備ならびに再発防止の徹底等を指示するなど、その職責を果たしております。また、夏野剛氏が三井住友カード株式会社取締役在任中、平成19年1月30日同社が展開するインターネットサービス「Vpass」のサーバーが外部から不正アクセスを受ける事件が発生し、一部顧客カード情報が流出いたしました。同社は、警察へ被害を届け、該当する顧客へ事情を説明、謝罪するなどの対応をいたしました。これにつきまして夏野剛氏は当該事実に関与しておりません。当該事実発生後には、システムの脆弱性を点検、監視体制の強化などの対応を指示するなど再発防止の体制構築を積極的に行い、その責務を果たしております。
7. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏および吉田望氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、夏野剛氏、瀧浪壽太郎氏および吉田望氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
8. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
 - ① 夏野剛氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、4年であります。
 - ② 瀧浪壽太郎氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、3年であります。
 - ③ 吉田望氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年であります。
9. 当社は、夏野剛氏および瀧浪壽太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏らの再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏らを独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成23年6月28日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された日色輝幸氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
ひいろてるゆき 日色輝幸 (昭和8年1月15日生)	昭和31年4月 巴工業株式会社入社 平成元年1月 同社取締役 平成5年1月 同社常務取締役 平成9年1月 同社専務取締役 平成16年6月 当社社外監査役 平成21年6月 補欠監査役(現任) 平成22年4月 顧問(現任)	一株

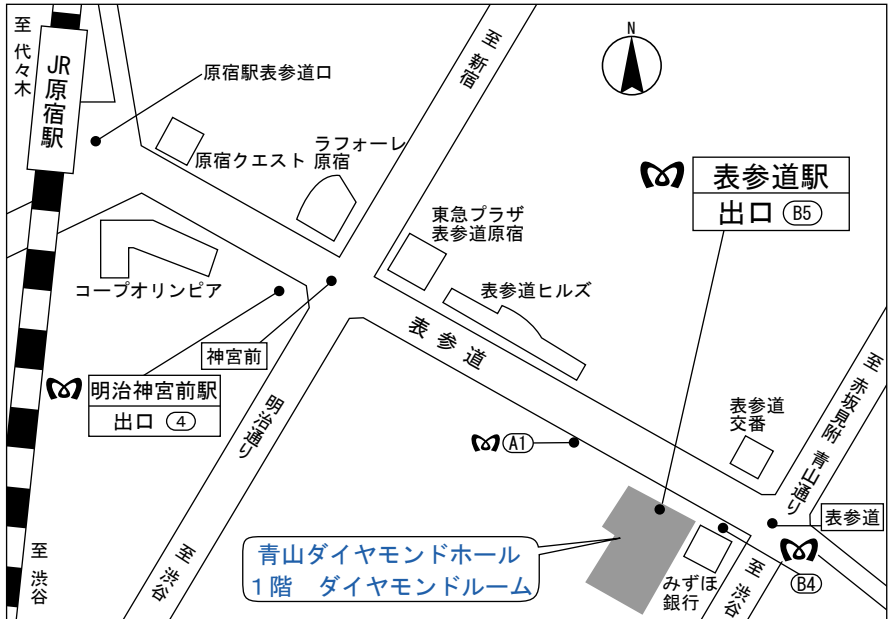
- (注) 1. 日色輝幸氏と当社は、顧問契約を締結しております。
2. 日色輝幸氏は、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 補欠社外監査役候補者の選任理由および補欠社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について
- 日色輝幸氏は、5年にわたり当社の社外監査役を務めたこともあり、豊富な経験・実績・見識を有し、また業務を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、当社の経営に資するところが大きいと判断し、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 日色輝幸氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール1階 ダイヤモンドルーム
電話 (03) 5467-2111

本定時株主総会の開催場所が昨年と異なりますので、
お間違いのないようご注意ください。



<交通のご案内>

- ※東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」B5出口直結
- ※東京メトロ千代田線・副都心線「明治神宮前駅」4出口下車徒歩7分
- ※JR山手線「原宿駅」表参道口下車徒歩15分
(ご来場には公共の交通機関をご利用ください。)